

第6回 サブオービタル飛行に関する官民協議会 議事要旨

1. 日時：令和7年4月16日（水） 14：30～16：00
2. 場所：オンライン会議
3. 議事
 - （1）新規構成員の承認
 - （2）宇宙活動法改正について
 - ① 中間とりまとめの概要について（内閣府）
 - ② 法改正と官民協議会・WGの取扱いについて（航空局）
 - （3）本邦事業者からの開発動向等説明
 - （4）スペースポートに関する国内外動向
 - （5）協議会の概要と活動紹介（一般社団法人宇宙旅客輸送推進協議会）
 - （6）質疑応答
4. 出席者：別紙の通り
5. 議事概要
 - 冒頭、共同事務局を代表し、風木内閣府宇宙開発戦略推進事務局長及び北澤国土交通省航空局安全部長から、挨拶があった。
 - 議事（1）に関して、事務局より、本協議会の構成員として、将来宇宙輸送システム株式会社、一般社団法人宇宙旅客輸送推進協議会を追加することについて提議があり、構成員による了承がされた。
 - 議事（2）に関して、事務局の内閣府から宇宙活動法の見直しに関する小委員会の中間とりまとめ概要について、航空局から法改正に伴い今後想定される官民協議会の進め方について説明がされた。
 - 議事（3）に関して、資料3に基づき株式会社SPACE WALKERから、資料4に基づきPDエアロスペース株式会社から、資料5に基づき兼松株式会社から、資料6に基づき将来宇宙輸送システム株式会社から、それぞれ開発状況等について説明がされた。
 - 議事（4）に関して、資料7に基づき一般社団法人Space Port Japanから、国内外におけるスペースポートの検討・開発状況について、資料8に基づきSPACE COTAN株式会社から、北海道大樹町におけるスペースポートの取組について説明がされた。
 - 議事（5）に関して、資料9に基づき一般社団法人宇宙旅客輸送推進協議会から、協議会の概要と宇宙旅客輸送の実現に向けた民間企業の支援に関する取り組みについて説明がされた。
 - 議事（6）に関して、以下の質疑応答があった。
 - 事業者より、官民協議会に新規参入した構成員もいるため、改めて官民協議会の進め方を整理する必要がある、との発言があった。これに対し

航空局より、官民協議会とワーキンググループの位置づけについて、全体で共通認識を持てるよう、事務局で整理・検討したい、との回答があった。

- 事業者より、官民協議会の対象について、構成員各社がオービタルや再突入も事業として目指していることも踏まえ、サブオービタル以外の飛行形態や有人飛行も含めた課題を対象とすべきではないか、との発言があった。これに対し、共同事務局より、官民協議会の設置経緯や宇宙活動法改正の動向も踏まえて事務局で検討したい、有人・無人については区別しておらず、いずれも対象となる、との回答があった。
- 事業者より、再使用型機を利用したビジネスにおいて、機体の製造と運航を別々の事業者が行うことも想定されるため、そのような形態の運航ルール等を検討して欲しい、との発言があった。これに対し、内閣府より事業の実態も踏まえ、今回の法改正に盛り込むか判断していきたい、との回答があった。
- 事業者より、制度の国際調和に向けて海外連携が重要であり、日本が国際的な議論に乗り遅れないよう、主導権を握って政府で進めてほしい、との発言があった。これに対し内閣府より、制度の国際調和は注視しており、各国の動向も踏まえ検討していきたい、との回答があった。

以上

(別紙)

サブオービタル飛行に関する官民協議会（構成員）

<民間企業>

株式会社 SPACE WALKER
PD エアロスペース 株式会社
一般社団法人 Space Port Japan
一般社団法人日本航空宇宙工業会
株式会社 IHI エアロスペース
SPACE COTAN 株式会社
兼松 株式会社
将来宇宙輸送システム 株式会社
一般社団法人 宇宙旅客輸送推進協議会

<政府>

内閣府宇宙開発戦略推進事務局長
国土交通省航空局長
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
総務省国際戦略局宇宙通信政策課長
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課長
外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室長
文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長
経済産業省製造産業局宇宙産業課長
国土交通省総合政策局技術開発推進室長
防衛省防衛政策局戦略企画課長

<関係機関>

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構